問　生活保護において生命保険はどのような取扱いになっているのですか。

答　生活保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低生活の維持のために活用することを要件として行われます。生命保険も解約返戻金が出るものはここに言う資産に該当しますので、生活の維持のために活用していただくため、解約していただくことが原則になります。

しかし、解約返戻金が生じる保険であっても、保護の開始に当たってその返戻金を活用することが適当でない場合もあります。すなわち、保険には「万一の場合に備える」という保障的な性質に意味があり、保険解約返戻金は「資産」とは言っても、払い戻しを当然に予定している貯金とはかなり性質を異にしているので、少額の解約返戻金まで活用を求めるのは社会通念上適当ではない場合があるからです。また、解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じるという場合も考えられます。以下生活保護上の保険の取扱いについて、保護申請時において加入が認められる場合と保険金及び解約返戻金の取扱いについて説明します。

一、保護申請時における保険の扱取い

被保護世帯の自立意欲を促進するため解約返戻金が出る場合であっても引き続いて加入が認められるのは次の要件を満たす場合です。

要件

(1)　保険の解約返戻金が少額であり、かつ、保険金額及び保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合であること。

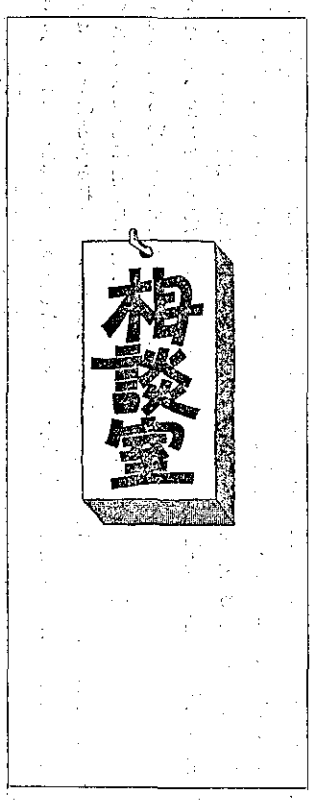

この判断基準は、全国を統一して決められる性格のものではなく、地域の実情等を十分勘案した上、社会通念によって判断することが最も妥当な方法であると考えられるので、地域の実情、世帯の状況を的確には握した上、保護の実施機関が判断することになっています。

(2)　解約を要しない保険の種類は、危険対策を目的とするもののみ認められ、貯蓄的性格の強い、いわゆる子供保険、住宅保険等は認められません。

(3)　被保護世帯の将来の自立意欲等につながる場合にのみ認められるものであり、被保護世帯に保険による保障の効果が及ぶこと及び世帯員の危険を保障するものであることが必要です。すなわち、保険契約者、被保険者、保険金受取人が何れも同一世帯内の被(要)保護者である場合です。

なお、以上の要件を満たすものであれば、民間会社による一般の生命保険、簡易保険あるいは農協等の生命共済などの種類を問いません。

二、解約返戻金及び保険金の取扱い

継続加入を認められた保険を任意に中途に解約した場合は、保護開始時における解約返戻金相当額は「利用しうる資産」として法第六三条により返還していただくことになり、それ以外の解約返戻金は収入認定することとなります。

また、保険に加入していることによって分配される剰余金は収入として認定されます。

満期の場合は、保険金のうち開始時における解約返戻金相当分は、法第六三条により返還していただき、それ以外の保険金は収入認定することになります。

他損事故死及び自然死等により保険金がでた場合の取扱いは、保険金のうち申請時における解約返戻金相当分は法第六三条により返還していただくことになります。それ以外の保険金のうち自立更生のためにあてられる金銭は収入認定しないこととし、それでもなおかつ残額がある場合は収入認定することとなります。

なお、保険の解約を要しないものとして保護開始する場合は、法第六三条による返還義務を文書により明らかにした上保護が決定されます。

(保護課)